

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

法人名
-----

## 資本金等の額に関する計算書

### 1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人										
資本金等の額 別表5の2下表3⑳又は㉓若しくは㉔	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③		人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④		
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人										
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人			
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑫/⑬)×⑩/⑭	⑬		%
差引 (⑤)-(⑥)	⑦						非課税事業を併せて行う法人			
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑭/⑮) 又は(⑦×別表5の2の2⑯/⑰)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭		人
再差引 (⑦)-(⑧)	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮		
非課税事業に係る控除額 (⑨×⑭/⑮)	⑩									
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪									
控除額計 (⑥)+(⑧)+(⑩)+(⑪)	⑫									

### 2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係						法附則第9条第1項関係							
資本金等の額 別表5の2下表3⑳	⑬	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑳	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑭						法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕					
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑮						法附則第9条第4項から第7項関係						
仮計 (⑬)+(⑭)-(⑮)	⑯						月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は(⑯-(⑰)-(⑱))	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表5の2下表1㉔	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉗					
資本準備金の額	⑱						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 (⑰)+(⑱)	㉑						総資産価額	㉙					
⑰と㉑のいずれか大きい額	㉒						課税標準の特例に係る控除額 (㉖×㉗)又は(㉖×㉘/㉙)	㉚	兆	十億	百万	千	円

### 3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉓		人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉓/㉔	㉑						期末の総従業員数	㉔		
差引 (⑳)-(㉑)	㉒						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人			
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉕/㉖	㉓						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉕		人
控除額計 (㉑)+(㉓)	㉔						国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉖		